

令和 8 年度奈良県 PTA 協議会定期総会 書面決議における反対意見への回答

令和 8 年度奈良県 PTA 協議会定期総会の書面決議に際し、各議案について貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

本会では、いただいたご意見を、奈良県 PTA 協議会の事業、会計、組織運営の趣旨をより分かりやすくお伝えするための大切な機会と受け止めております。

奈良県 PTA 協議会は、規約に定める目的に基づき、郡市村 PTA 及び単位 PTA の連絡協調、研修、家庭教育及び地域社会教育の振興、関係機関との連携、近畿ブロック PTA 協議会及び公益社団法人日本 PTA 全国協議会との協調等を通じて、園児・児童・生徒の健全な成長に資する活動を進めております。

今回のご意見につきましては、各議案の趣旨、規約上の位置づけ、予算・決算上の考え方、及び本会の事業運営の方針に基づき、以下のとおり回答いたします。

1 第 2 号議案 令和 7 年度決算書報告について

【ご意見の要旨】

近畿 PTA 活動費、日本 PTA 活動費に交流会費が含まれているため反対する。

【回答】

令和 7 年度決算において、近畿 PTA 活動費および日本 PTA 活動費には、研究大会、会議、関係団体との協議・情報交換等に伴う交流会費が含まれております。

本会は、奈良県内の郡市村 PTA 及び単位 PTA の連絡協調を図るとともに、子どもたちの健全な成長に資する活動を推進することを目的としています。その目的を達成するためには、県内の活動だけで完結するのではなく、近畿ブロック PTA 協議会や日本 PTA 全国協議会との連携を通じて、他府県の実践、全国的な教育課題、PTA 運営上の課題、研修・広報・要望活動等に関する情報を得ることも重要であると考えています。

交流会費についても、単なる私的な懇親を目的とするものではなく、研究大会や会議等に付随して行われる公式または準公式の情報交換、関係構築、他団体との連携強化の場に参加するための会務上必要な経費として支出しています。こうした場で得られる情報や人的なつながりは、奈良県 PTA 協議会の事業運営、要望活動、研修内容の改善、郡市村 PTA への情報提供等に活かされるものであり、本会の目的に沿った支出であると考えています。

また、奈良県 PTA 協議会規約においても、目的を同じくする他団体との連携、近畿ブロック PTA 協議会及び公益社団法人日本 PTA 全国協議会との協調は、本会の事業として位置づけられています。そのため、これらの活動に必要な参加費、旅費、交流会費等については、今後も本

会の会務遂行上必要な経費として、予算の範囲内で適正に支出してまいります。

一方で、会員の皆様からお預かりしている財源を用いる以上、支出の目的や成果について分かりやすく説明することは重要です。今後は、近畿 PTA 活動費、日本 PTA 活動費について、単に金額を示すだけでなく、どのような会議・研修・交流の場に参加し、そこで得た情報や成果を県内 PTA 活動にどのように還元していくのかを、より丁寧にお伝えしてまいります。

本会としては、対外的な連携や情報交換を、奈良県 PTA 協議会の活動を充実させるための重要な会務の一部と捉え、引き続き適正な予算執行と説明責任の両立に努めてまいります。

2 第 6 号議案 令和 8 年度事業計画案について

【ご意見の要旨】

活動方針に反して、郡市村 PTA の連絡協調よりも、日本 PTA 全国協議会や近畿ブロックを重視しているように見える。子どもたちのために本当に必要な活動が明確でないため反対する。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

令和 8 年度事業計画案には、日本 PTA 全国研究大会奈良大会の開催年度であることから、日本 PTA 全国協議会、近畿ブロック PTA 協議会、奈良大会に関する事業を一定数記載しております。

これらの事業は、郡市村 PTA の連絡協調よりも全国・近畿関係の活動を優先するという趣旨ではありません。奈良県 PTA 協議会の目的は、郡市村 PTA が連絡協調し、園児・児童・生徒の健全な成長を図ることにあります。その目的を達成するため、本会は県内の郡市村 PTA 及び単位 PTA への支援、研修、情報提供、教育要望活動、関係機関との協議等を進めるとともに、近畿ブロック PTA 協議会及び日本 PTA 全国協議会とも連携して活動しています。

特に、令和 8 年度は奈良県が日本 PTA 全国研究大会奈良大会の開催地となる年度です。この大会は、奈良県内の PTA 活動を全国に発信するとともに、全国及び近畿各地の PTA 活動、家庭教育、地域連携、学校支援等に関する実践や知見を県内に還元する機会でもあります。そのため、事業計画上、全国・近畿関係の予定が多く記載されていますが、これは奈良県 PTA 協議会の活動方針に反するものではなく、県内 PTA 活動の充実につなげるための事業として位置づけています。

また、本会は令和 8 年度事業計画において、奈良大会関係事業だけでなく、役員会・理事会、郡市村 PTA 事務局長会、運営学習会、家庭教育研修会、県・県教育委員会への要望活動、県教育委員会等との意見交流会、広報活動、各種作品募集事業等を予定しています。これらはいずれも、郡市村 PTA 及び単位 PTA の活動支援、家庭・学校・地域の連携、子どもたちの健全な成長を支えることを目的とするものです。

「子どもたちのために本当に必要な活動か」という視点は、PTA 活動を進めるうえで常に大

切にすべき基本的な観点です。本会としても、各事業の目的や成果を構成員の皆様に分かりやすく伝えることを重視し、事業報告や広報等を通じて、事業の意義や県内 PTA への還元内容を丁寧に共有してまいります。

3 第 7 号議案 令和 8 年度予算書案について

【ご意見①の要旨】

保険事務手数料は単位 PTA にも還元されるべきである。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

保険事務手数料は、県 P 会員を対象とした任意加入の補償制度に関して、本会が制度の案内、事務取扱、関係機関との調整等を行うことに伴い、事業収入として受け入れているものです。これは、各単位 PTA や加入者に返戻することを前提とした預り金や返還金ではなく、奈良県 PTA 協議会の一般会計に計上し、本会の目的達成のために活用する収入です。

そのため、保険事務手数料を単位 PTA へ現金として直接配分することは予定しておりません。仮に単位 PTA ごとに配分する場合、保険加入の有無、加入者数、単位 PTA の規模、分担金負担との関係などにより、公平性の整理が難しく、県 P 全体の事業財源として受け入れている現在の会計処理とは性質が異なるものとなります。

本会としては、保険事務手数料を含む事業収入を、県 P 事業、研修、広報、要望活動、会議運営、事務局運営等に充当し、郡市村 PTA 及び単位 PTA の活動を支えるための財源として活用してまいります。

したがって、保険事務手数料については、単位 PTA への直接配分ではなく、奈良県 PTA 協議会の事業を通じて、県内 PTA 全体に活用するものとして予算化しております。

【ご意見②の要旨】

奈良大会への参加費 2,000 人分の支出が、会員全員の利益に反するのではないか。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

令和 8 年度予算では、第 74 回日本 PTA 全国研究大会奈良大会の開催に伴い、県内会員の参加促進を図るため、参加費相当額を予算化しております。

奈良大会は、奈良県 PTA 協議会が開催地として関わる全国規模の研修・研究大会であり、奈良県内の PTA 活動を全国へ発信するとともに、全国各地の実践や知見を奈良県内に取り入れる重要な機会です。本会としては、奈良大会を単に参加者個人の研修機会としてではなく、奈良県

全体の PTA 活動の充実、郡市村 PTA 及び単位 PTA への情報還元、今後の家庭・学校・地域の連携強化につながる事業として位置づけています。

参加費相当額の予算化は、県内会員が開催地として大会に参加しやすい環境を整えるための措置であり、奈良県 PTA 協議会として大会の成果を県内 PTA 全体へ広げていくことを前提としたものです。そのため、参加者のみに利益が限定される支出ではなく、大会で得られる学び、情報、実践事例、人的ネットワークを県内 PTA 活動に活かすための事業費として計上しております。

また、奈良大会は、令和 8 年度に奈良県で開催される特別な事業であり、通常年度の研修事業とは異なる意義を有しています。開催地として、県内 PTA 関係者の参加を促進し、大会運営を支え、その成果を県内に還元していくことは、奈良県 PTA 協議会の目的である郡市村 PTA の連絡協調及び園児・児童・生徒の健全な成長に資するものと考えています。

大会後は、参加者が得た学びや大会の成果を、理事会、郡市村 PTA、広報等を通じて共有し、参加の有無にかかわらず、県内 PTA 活動の充実につながるよう取り組んでまいります。

【ご意見③の要旨】

日 P 年次表彰式旅費、日 P 交流会費の支出が、子どもたちのために本当に必要なものではないのではないか。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

日 P 年次表彰式や日本 PTA 全国協議会関係の会議・行事への参加は、全国組織との連携、表彰関係の対応、他府県 PTA との情報交換、PTA 運営や教育課題に関する情報収集等を目的とするものです。

奈良県 PTA 協議会規約においても、公益社団法人日本 PTA 全国協議会と協調することは、本会の事業の一つとして位置づけられています。したがって、日本 PTA 全国協議会の公式行事、会議、表彰式等に出席するための旅費や、それらに付随する情報交換の場への参加費については、本会の会務遂行上必要な経費として計上しております。

特に、日 P 年次表彰式は、PTA 活動に功績のあった個人・団体への表彰に関わる公式行事であり、奈良県 PTA 協議会として関係者への敬意を示すとともに、全国組織との連携を維持する機会でもあります。また、日 P 交流会についても、単なる私的な懇親を目的とするものではなく、全国の PTA 関係者と直接意見交換を行い、他府県の取組や運営上の工夫を把握するための会務上の情報交換の場として位置づけています。

これらの活動で得られる情報や人的なつながりは、奈良県 PTA 協議会の事業運営、研修内容、要望活動、郡市村 PTA への情報提供等に活かされるものであり、結果として、県内の子どもたちを支える PTA 活動の充実につながるものと考えています。

本会としては、今後も日本 PTA 全国協議会との連携を県 P 活動の重要な一部と捉え、公式行事や会務上必要な情報交換に係る旅費・参加費等について、予算の範囲内で適正に支出してまいります。あわせて、参加した会議・行事で得た内容については、理事会や郡市村 PTA への報告、広報等を通じて共有し、県内 PTA 活動に還元してまいります。

【ご意見④の要旨】

特別会計の事業基金は、毎年度の一般会計から繰り入れたものであり、準備費を含め奈良大会への多額の支出が、既に中学校を卒業した元会員の理解を得られるか不安である。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

事業基金は、過年度から積み立てられてきた本会の資産であり、単年度の事業だけでなく、奈良県 PTA 協議会の継続的な事業運営、将来の大規模事業、近畿ブロック研究大会・日本 PTA 全国研究大会等への対応、災害等の緊急時対応などを見据えて設けているものです。そのため、積み立てられた基金は、個々の会員への返還を予定したものではなく、本会の目的達成のために、必要な手続を経て活用する組織資産として位置づけています。

奈良大会は、奈良県 PTA 協議会が開催地として関わる全国規模の研修・研究大会であり、県内 PTA 活動の発信、県内会員への参加機会の提供、全国の実践や知見の共有、今後の PTA 活動への還元という意義を有しています。本会としては、奈良大会への支出は、奈良県 PTA 協議会の目的である郡市村 PTA の連絡協調及び園児・児童・生徒の健全な成長に資するものと考えています。

また、事業基金は、過年度からの積立によって形成されてきた資産であるからこそ、将来に向けた大規模事業や県内 PTA 全体に関わる事業に活用することが、その趣旨に沿うものと考えています。そのため、令和 8 年度の奈良大会関連支出についても、開催地としての責任を果たすとともに、大会の成果を県内 PTA 活動に広く還元するための財源として予算化しております。

基金を活用するにあたっては、実行委員会会計との関係、参加費充当の考え方、大会後の成果の共有について、構成員の皆様に分かりやすくお示ししてまいります。事業終了後には、決算及び事業成果についても適切に報告し、基金活用の内容が明確になるよう努めてまいります。

【ご意見⑤の要旨】

準備基金への 130 万円は、今年度の PTA 事業に支出すべきではないか。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

ご意見にある「準備基金への 130 万円」については、議案書上の科目としては、一般会計から特別会計の「県 PTA 事業基金」へ繰り入れる 130 万円を指すものと理解して回答いたします。

県 PTA 事業基金は、日本 PTA 全国研究大会や近畿ブロック研究大会などの大規模事業への対応、また災害等の緊急時における一般会計の補填など、単年度の通常事業だけでは対応しにくい事業や事態に備えるために設けているものです。

令和 8 年度は、日本 PTA 全国研究大会奈良大会の開催年度であり、県 PTA 事業基金から大会関連経費への活用も予定しております。その一方で、奈良大会後も奈良県 PTA 協議会が継続的・安定的に事業を行っていくためには、将来の事業運営に備えた一定の基金残高を確保しておくことも必要です。

したがって、130 万円の繰入金については、今年度の PTA 事業を軽視して積み立てるものではなく、奈良大会開催年度における基金活用と、今後の県 P 運営の安定性を両立させるための予算措置として計上しております。

本会としては、当年度に必要な研修、広報、要望活動、郡市村 PTA 及び単位 PTA への支援等を実施しながら、将来の大規模事業や緊急時にも対応できる財政基盤を維持することが、県内 PTA 全体の利益に資するものと考えております。

以上のご意見は、奈良県 PTA 協議会の事業や予算が、県内の郡市村 PTA、単位 PTA、そして子どもたちのためにどのように活かされているのかという、大切な視点からのものと受け止めております。

本会としては、日本 PTA 全国協議会及び近畿ブロック PTA 協議会との連携、奈良大会への参画、研修・交流・情報交換に係る経費、保険事務手数料を含む事業収入の活用、事業基金の運用について、いずれも奈良県 PTA 協議会の目的に沿い、県内 PTA 活動の充実と子どもたちの健全な成長に資するものとして予算化・執行しております。

一方で、これらの事業や支出は、直接参加する方だけでなく、県内 PTA 全体に成果を還元していくことが重要であると考えております。今後も、会議・研修・大会等で得られた情報や成果を、理事会、郡市村 PTA、広報等を通じて共有し、各地域・各単位 PTA の活動に活かされるよう努めてまいります。

奈良県 PTA 協議会は、引き続き、郡市村 PTA 及び単位 PTA の連絡協調を基本に、家庭・学校・地域・関係機関との連携を深めながら、会員の皆様に対する説明責任を果たし、透明性と信頼性のある運営を進めてまいります。